

令和6年8月31日

防災訓練実施団体の皆さんへの留意事項等のお知らせ

- ① 住民参加の防災訓練で近在の公園や空き地、民間駐車場を訓練実施や一時的集合場所などご利用予定の場合

事前に、その場所の管理責任者に使用（たとえ短時間でも）の了解が必要（管理者から事前に報告不要との承諾を得ている場合を除きます）です。

例えば、市の管理する公園の場合、都市部緑地管理課に事前の使用（占有）届出書の提出が必要です（ネット申請は不可。申請者が直接同課窓口にて所定申請書（単純使用と仮設物設置での使用＝占有の2種類あり）を提出していただきます）。

同課の所在地・連絡先電話番号は以下の通りです。

所属課室：都市部公園緑地課
柏市柏255番地（柏市役所分庁舎1-3階）
電話番号：04-7167-1148

- ② 防災訓練に際しての参加者障害補償保険について

現在、柏市市民生活部市民活動支援課では、防災訓練を含む市民団体主催の諸活動時の災害（障害）補償の保険制度を設けています。

防災訓練時の傷害補償もその対象となりますが、事前に具体的な訓練内容や実施日時、場所、更に訓練参加者の名簿を提出することが必須となります。したがって、訓練に参加する一般住民を対象とすることが事実上難しいこととなります。

まずは、上記市民活動支援課に対して、防災訓練を実施される役員名の届出をお勧めします。詳しい内容は下記市民活動支援課の窓口までご照会ください。

所属課室：市民生活部市民活動支援課
柏市柏5丁目10番1号（本庁舎2階）
電話番号：04-7167-1126

次に一般住民に対する保険は損害保険各社で用意されていますので、そちらを参照の上、各団体での事前の保険契約をお勧めします。

参考までに「公益財団法人・日本消防協会」のパンフレットを添付しますので、参照ください。